

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎耐震補強整備業務 一式

### (2) 調達案件の内容

本件業務は、鳥取県庁本庁舎、講堂、議会棟及び議会棟別館の耐震安全性向上のための次に掲げる設計等業務及び工事を内容とし、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による業務である。

ア 設計及び工事監理業務

イ 耐震安全性向上のための工事

### (3) 調達案件の仕様

鳥取県庁舎耐震補強整備業務実施要項（以下「実施要項」という。）及び鳥取県庁舎耐震補強整備業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）による。

### (4) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 ほか

### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 24 年 1 月 31 日まで

### (6) 予定価格

2,477,370,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (7) 業務の実施形態

ア 本件業務は、入札時に設計の考え方及び施工方法等の提案を受け付け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

イ 本件業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた業務である。

## 2 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 入札参加希望者の組み合わせ

ア 本件業務の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、1の(2)のア及びイに掲げる業務及び工事（以下「業務等」という。）を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）を結成し、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めること。

イ 入札参加希望者は、応募手続に当たり、構成員のそれぞれが、1の(2)のア及びイのいずれの業務等に携わるかを明らかにすること。なお、構成員のうち 1 者が複数の業務等を兼ねて実施すること及び構成員の間で業務等を分担することは差し支えない。

ウ 構成員の変更は認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし（技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間を除く。）、県がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合はこの限りではない。

エ 構成員のいずれかが、この入札において他の応募グループの構成員となることは認めない。

### (2) 入札参加希望者に共通の資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 7 月 25 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱（平成 20 年 4 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 7 月 25 日（金）までの間のいずれの日においても会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 実施要項に示す選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業でないこと。

(3) 設計企業に関する資格及び条件

1 の(2)のアに掲げる業務を実施する入札参加希望者（以下「設計企業」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

ア 次の(ア)に掲げる要件を満たす単独企業又は(イ)に掲げる要件を満たす設計業務共同企業体（以下「設計共同体」という。）であり、当該単独企業又は設計共同体を代表する企業（以下「設計代表構成員」という。）は、(ウ)に掲げる実績を有していること。なお、1 の(2)のイに掲げる工事を実施する入札参加希望者（以下「建設企業」という。）が、(4)に掲げる要件を満たし、かつ、(ア)及び(ウ)に掲げる要件を満たす場合は、設計企業を兼ねることができる。

(ア) 単独企業

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 設計共同体

- a (ア)に掲げる要件を満たす者により構成される設計共同体であること。
- b 設計共同体結成に係る協定を締結していること。
- c 設計共同体の構成員（以下「設計構成員」という。）の数は、2 者であること。
- d 設計代表構成員は、設計構成員のうち最大の設計能力を有する者であること。
- e 設計代表構成員の出資比率は、設計共同体のうち 60 パーセントを超えていること。
- f 設計代表構成員以外の設計構成員の出資比率は、設計共同体のうち 10 パーセント以上であること。
- g 設計構成員が、この競争入札において他の設計共同体の設計構成員を兼任していないこと。

(ウ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震構法による耐震改修工事（以下「免震化改修工事」という。）及び延べ面積 3,000 平方メートル以上の既存建物に係る強度・靱性増加型若しくは応答制御型による耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）の実施設計業務を元請として受注し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること（設計共同体の設計構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。

イ 次の(ア)から(カ)までに掲げる各担当技術者を配置できる者であること。なお、(4)に掲げる要件を満たす建設企業が設計企業を兼ねて実施する場合、設計企業の管理技術者及び各主任担当技術者は、建設企業の監理技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格を有する者をいう。以下同じ。）及び各主任技術者を兼任することができない。

(ア) 管理技術者

(イ) 建築主任担当技術者

(ウ) 構造主任担当技術者

(エ) 積算主任担当技術者

(オ) 電気主任担当技術者

(カ) 機械主任担当技術者

ウ 管理技術者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。ただし、建築主任担当技術者又は構造主任担当技術者が(ウ)の実績を有する場合は、管理技術者は、(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば可とする。

- (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）で、同法第4条第1項の規定による免許（以下「一級建築士免許」という。）を取得後、10年以上の実務を経験しているものであること。
- (イ) 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積500平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること。
- (ウ) 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積3,000平方メートル以上の既存建物に係る耐震改修工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること。
- エ 建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- (ア) 一級建築士免許を取得後、5年以上の実務を経験していること。
- (イ) 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積500平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積3,000平方メートル以上の既存建物に係る耐震改修工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること。
- オ 電気主任担当技術者及び機械主任担当技術者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- (ア) 一級建築士免許又は建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格（以下「建築設備士資格」という。）を取得後、5年以上の実務を経験していること。
- (イ) 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積500平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積2,000平方メートル以上の免震構造の建物に係る新築工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること。
- カ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にあること。
- キ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争入札参加資格の確認に係る資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についてもウからカまでの要件を満たしていなければならない。
- ク 管理技術者が各主任担当技術者を兼任していないこと。また、各主任担当技術者が他の主任担当技術者を兼任していないこと。
- ケ 管理技術者及び建築主任担当技術者が平成20年10月1日の時点で携わっている設計業務（耐震診断業務、工事監理業務及び設計意図の伝達業務を除き、携わることが決定している業務で未契約のものを含む。）は、本件を含め、原則として3件以下であること。
- コ 設計業務のうち、建築及び構造分野の分担業務を再委託しないこと。
- サ 設計企業又は業務の一部を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント（以下「協力事務所」という。）は、他の応募グループの設計企業の協力事務所となっていないこと。
- シ 再委託する場合、協力事務所にあつては、2の(2)の競争入札参加資格を有すること。
- ス 設計共同体にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- (ア) 設計共同体を構成する設計企業のそれぞれが優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に分担業務を細分化しないこと。
- (イ) 管理技術者は、設計代表構成員に所属していること。
- (4) 建設企業に関する資格及び条件
- 建設企業は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
- ア 平成18年鳥取県告示第432号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成19年鳥取県告示第786号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）のうち発注工事種別の建築一般に係るものを有すること。

イ 次に掲げる要件を満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「建設共同体」という。）であること。

（ア） 建設共同体結成に係る協定を締結していること。

（イ） 建設共同体の構成員（以下「建設構成員」という。）の数は2者であること。ただし、建設構成員のうち1者は、本店を鳥取県内に有している者であること。

（ウ） 建設共同体を代表する企業（以下「建設代表構成員」という。）は、建設構成員のうち最大の施工能力を有する者であること。

（エ） 建設代表構成員の出資比率は、建設共同体のうち60パーセントを超えていること。

（オ） 建設代表構成員以外の建設構成員の出資比率は、建設共同体のうち10パーセント以上であること。

（カ） 建設構成員が、この競争入札において他の建設共同体の建設構成員を兼ねていないこと。

ウ 建設共同体の建設代表構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

（ア） 県の建設工事入札参加資格における一般建築工事に係る総合評点（P点）が1,300点以上であること。

（イ） 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積500平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事を元請として施工し、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、建設共同体の建設構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

（ウ） 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積3,000平方メートル以上の既存建物に係る耐震改修工事を元請として施工し、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、建設共同体の建設構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

エ 建設共同体の建設代表構成員以外の建設構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

（ア） 県の建設工事入札参加資格における一般建築工事に係る総合点数が1,280点以上であること。

（イ） 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積1,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の新築工事を元請けとして施工し、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、建設共同体の建設構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

オ 次の（ア）から（ウ）までに掲げる各工事に携わる建設企業は、自らが携わる各工事において（ア）から（ウ）までに掲げる要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって競争入札参加資格の確認に係る資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）までに掲げる要件を満たしていなければならない。

（ア） 建築工事

a 監理技術者及び建築担当主任技術者を配置することとし、それぞれが、1級建築施工管理技士資格又は一級建築士免許を取得後、5年以上の実務を経験していること。

b 監理技術者にあつては、平成8年1月1日以降に発注された延べ面積500平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事を元請けとして施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること（建設共同体の建設構成員の技術者としての経験は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。

c 建築主任担当技術者にあつては、平成8年1月1日以降に発注された延べ面積1,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の新築工事を元請けとして施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有すること（建設共同体の建設構成員の技術者としての経験は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

d 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 電気設備工事

- a 1級電気工事施工管理技士の資格を取得後、5年以上の実務を経験していること。
- b 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積500平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積2,000平方メートル以上の免震構造の建物の新築工事に伴う電気設備工事を施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有する者であること。

(ウ) 機械設備工事

- a 1級管工事施工管理技士の資格を取得後、5年以上の実務を経験していること。
- b 平成8年1月1日以降に発注された延べ面積500平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積2,000平方メートル以上の免震構造の建物の新築工事に伴う機械設備工事を施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成20年3月31日までに完了した実績を有する者であること。

(エ) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号鳥取県県土整備部長通知）に定めるところにより、配置予定の監理技術者及び主任技術者に加え、1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を専任で配置することを求める。

(オ) 配置予定の監理技術者にあつては、建設代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とし、その他の建築工事に係る配置予定の主任技術者又は追加技術者にあつては、建設構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。なお、県は、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされなければ入札に参加させないことがある。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総務課営繕室（鳥取県庁本庁舎3階）

電話 0857-26-7394

(2) 実施要項等の交付方法

実施要項、業務要求水準書、鳥取県庁舎耐震補強整備業務事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）及び鳥取県庁舎耐震補強整備業務参加表明書等作成要領（以下これらを総称して「実施要項等」という。）は、平成20年4月25日（金）から同年5月23日（金）までの間に鳥取県の公式ホームページ（以下「とりネット」という。）(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82083>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、平成20年4月25日（金）から同年5月23日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までの間に、(1)の場所で直接交付するものとする。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年7月25日（金）午前10時

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

営繕入札室（鳥取県庁第2庁舎4階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札に係る一切の手続は、代表企業が行わなければならない。
- (2) 入札参加希望者は、実施要項に示す入札参加表明書等を4の(1)の場所に平成20年4月25日(金)から同年5月23日(金)までの日(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に持参により提出しなければならない。
- (3) 入札参加希望者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札書の記入方法等
  - ア 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
  - イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)第6条第3項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額(入札規則第30条の規定に基づく調査基準価格(以下「調査基準価格」という。))を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、100分の30以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

## 7 落札者の決定方法等

### (1) 落札者の決定方式

入札参加者が提出した技術提案書を内容とする入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式により落札者を決定する。

### (2) 落札者の決定手順

次の手順により本事業の落札者を決定する。なお、詳細は、事業者選定基準による。

ア 技術提案書の評価及び審査

総合評価落札方式における事業者を選定するための審査は、入札参加希望者の資格、要件等の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の技術提案書の内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。ただし、第一次審査は、第二次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響しない。

第二次審査は、入札参加者が提出した技術提案書の提案内容を評価及び審査するものであり、別記「第二次審査評価項目」に基づき次のとおり行う。なお、県は、技術提案書の評価及び審査を鳥取県庁舎耐震補強整備事業事業者選定委員会設置要綱に基づき設置される選定委員会にゆだね、当該評価の結果を受けて落札者を決定する。

(ア) 技術提案書が要求水準を満たしているかについて審査を行い、満たしている場合は適格とし、基礎点(1,000点)を得点として付与する。1項目でも要求水準を満たしていない場合は、当該技術提案書は、第二次審査の対象としない。

(イ) 技術提案書のうち、その提案が優れていると認められるものについては、別記「第二次審査評価項目」に定める評価項目ごとの得点配分に基づき、その程度に応じて評価点を得点として付与する。

(ウ) 県が平成18年度に公募した「鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技」において、その提案内容が優秀案として選定された者が代表企業である応募グループについては、50点を付与する。

(エ) (ア)から(ウ)までの得点の合計をもって、当該入札参加者の得点とする。

#### イ 総合評価

入札価格及び技術提案書の提案内容による総合評価は、次の(ア)及び(イ)の基準を満たす入札参加者を対象に、各入札参加者の(ア)の(エ)の得点をそれぞれの入札参加者の入札価格(単位:百万円)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行い、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める要求水準をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案内容が業務要求水準書の内容を満たしていること。

#### (3) 落札者の決定の保留

落札者の決定に当たっては、開札の後に落札予定者となった者について選定委員会の意見を聴くこととする。

#### 8 適用される制度

本事業は、「鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領」、「鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領」及び「低価格落札工事に係る履行保証制度等」を適用する。

#### 9 支払条件

債務負担により、各年度における支払限度額は、次のとおりとする。

| 年度区分   | 支払限度額          |
|--------|----------------|
| 平成20年度 | 92,820,000円    |
| 平成21年度 | 752,408,000円   |
| 平成22年度 | 1,431,170,000円 |
| 平成23年度 | 200,972,000円   |

なお、指名選定に用いる各年度の受注額は、上記年度ごとの支払限度額に請負比率を乗じて得た額(契約書の年割額)を計上することとする。

#### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は実施要項等に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、実施要項等による。

別記 第二次審査評価項目

1 第二次審査 業務要求水準（必須項目）[1,000点]

| 区分    | 大項目       | 中項目  | 必須項目   |
|-------|-----------|--|--|
| 設計    | 既存建物の評価   | 本庁舎  | ・既存建物の耐震性に関する評価・考察を示していること。  |
|       |           | 講堂   |  |
|       |           | 議会棟  |  |
|       |           | 議会棟別館  |  |
|       | 耐震改修工法    | 本庁舎  | ・基礎免震工法を採用していること。<br>・執務、施設利用を継続した状態での補強を計画していること。<br>・講堂棟との構造分離に伴う補強方針を示していること。 |
|       |           | 講堂   | ・強度靱性増加型補強工法を採用していること。<br>・執務、施設利用を継続した状態での補強を計画していること。                          |
|       |           | 議会棟  |  |
|       |           | 議会棟別館  |  |
|       | 改修後の耐震性能  | 本庁舎  | ・要求水準を満たしていること。<br>・液状化に対する検証及び対策を示していること。                                       |
|       |           | 講堂   | ・要求水準を満たしていること。<br>・配置（施工）困難な範囲に補強部材を配置していないこと。                                  |
|       |           | 議会棟  |  |
|       |           | 議会棟別館  |  |
|       | 関連改修工事    | 本庁舎  | ・地階電気室の改修方針を示していること。<br>・設備配管類の工事中の仮設及び免震化対応を提案していること。                           |
|       |           | 全体   | ・工事の支障となる附属建築物、工作物等について漏れなく仮設計画及び再整備を示していること。                                    |
| 指定工事  | 外壁改修      | ・工事内容を把握し、改修方針を示していること。  |  |
|       | 建具改修      |  |  |
| 業務期限  |           | ・実施設計の完了を平成21年10月末以前としていること。   |  |
| 性能評価等 |           | ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に係る認定手続、指定性能評価機関による評定等必要な手続を把握していること。 |  |
| 施工    | 仮設計画      | ・工事中の施設利用、敷地周辺の安全対策に配慮した仮設計画を示していること。                                |  |
|       | 安全対策      |  |  |
|       | 環境配慮      | ・環境に配慮した施工方針を示していること。  |  |
|       | 地域貢献      | ・地域性を考慮した施工方針を示していること。   |  |
|       | 執務環境の保全   | ・工事中の執務環境の保全に配慮した施工方針を示していること。                                       |  |
|       | 施設利用者の利便性 | ・工程ごとの施設利用者の動線など利便性に配慮した施工方針を示していること。                                |  |
|       | 免震化施工手順   | ・免震構造化への施工手順を示していること。<br>・工事における既存建物の耐震性能の維持（地震対策、風対策等）を示していること。     |  |
|       | 業務期限      |  | ・工事の完了を平成24年1月31日以前としていること。  |

2 第二次審査 業務要求水準（加点項目）[1,000点]

(1) 事務局評価 [300点]（提案者の設計・施工・工事監理能力及び取組姿勢に対する定量的評価）

| 大項目                      | 中項目                      | 配点 | 評価のポイント  |
|--------------------------|--------------------------|----|--|
| 実施体制<br>[60点]            | 設計業務の体制・実力               | 30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者数（設計部門のみ）、繁忙度</li> <li>・動員計画（設計業務人・日数）</li> <li>・県内企業の参画</li> </ul>  |
|                          | 施工の体制・実力                 | 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者数（施工部門のみ）</li> <li>・繁忙度</li> <li>・県内営業所等の有無、県内企業の参画</li> </ul>   |
|                          | 工事監理の実力（設計意図<br>伝達・品質管理） | 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者数（工事監理部門のみ）</li> </ul>   |
| 配置技術者<br>（設計）<br>[60点]   | 技術者としての経験年数              | 30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者</li> <li>・建築主任担当技術者</li> <li>・構造主任担当技術者</li> <li>・積算主任担当技術者</li> <li>・電気主任担当技術者</li> <li>・機械主任担当技術者</li> </ul> |
|                          | 同種又は類似業務に携わった経験件数        | 30 |  |
| 配置技術者<br>（施工）<br>[40点]   | 技術者としての経験年数              | 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者及び建築担当主任技術者<br/>（建築工事担当、電気設備工事担当、機械設備工事担当）</li> </ul>   |
|                          | 同種又は類似業務に携わった経験件数        | 20 |  |
| 配置技術者<br>（工事監理）<br>[20点] | 技術者としての経験年数              | 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括責任者</li> <li>・現場担当技術者（建築）</li> <li>・現場担当技術者（構造）</li> <li>・現場担当技術者（電気）</li> <li>・現場担当技術者（機械）</li> </ul>             |
|                          | 同種又は類似業務に携わった経験件数        | 10 |  |
| 会社実績及び<br>施工能力<br>[120点] | 設計実績                     | 50 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免震工事（新築工事）の実施設計の実績</li> <li>・免震レトロフィット工事（既存建築物の免震構造化工事）の実施設計の実績</li> <li>・同規模建物の耐震改修の実施設計の実績</li> </ul>              |
|                          | 施工実績                     | 50 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免震工事（新築工事）の施工実績</li> <li>・免震レトロフィット工事の施工実績</li> <li>・同規模建物の耐震改修の施工実績</li> </ul>                                      |
|                          | 工事監理実績                   | 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免震工事（新築工事）の実施設計又は工事監理の実績</li> <li>・免震レトロフィット工事の実施設計又は工事監理の実績</li> <li>・同規模建物の耐震改修の実施設計又は工事監理の実績</li> </ul>           |

注) 表中の「営業所等」とは、本店、支店及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条に規定する営業所をいう。

(2) 委員会評価 [700点]（提案者の設計・施工方針に対する定性的評価）

| 大項目                             | 中項目           |             | 配点  | 評価のポイント   |
|---------------------------------|---------------|-------------|-----|---|
| 「鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技」における評価の有無 |               |             | 50  | ・代表企業が「鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技」優秀案に選定された者であること。  |
| 技術提案に対する評価<br>(設計方針)<br>[400点]  | 本庁舎<br>[255点] | 構造計画(免震)の適性 | 160 | ・現状の耐震性に対する分析、考察の適性<br>・総合的な免震構造化計画の適性<br>・設計入力地震動、地震応答解析の適性<br>・免震装置、減衰装置、復元装置の計画の適性<br>・免震層の応答相対水平変位に対する計画の適性<br>・上部構造、免震装置、基礎構造、クリアランスの終局状態の把握と計画の適性<br>・免震層マットスラブ、ドライエリアの計画の適性<br>・講堂との構造分離に関する補強計画の適性<br>・マットスラブ等の増加荷重に関する計画の適性<br>・既存杭(H形鋼)の耐力に関する考察及び改修方針の適性<br>・液化化に関する検証、対策に関する考察及び改修方針の適性 |
|                                 |               | デザイン性       | 10  | ・講堂との構造分離に伴う内外のデザイン上の配慮<br>・1階各出入口周辺、建物周囲のエキスパンションジョイント部分等のデザイン上の配慮   |
|                                 |               | 利便性         | 30  | ・執務室、会議室等の影響度、利便性<br>・各玄関出入り口、各棟との連絡等の施設利用への影響度<br>・免震化に伴うエキスパンションジョイント部分等の段差解消、転落防止等の安全対策への配慮  |
|                                 |               | 電気設備        | 30  | ・免震化に伴う電気設備の改修方針の適性<br>・構造分離に伴う地階電気室の改修方針の適性  |
|                                 |               | 機械設備        | 25  | ・免震化に伴う給排水衛生設備配管、配線及び空調設備送風管類の改修方針の適性<br>・屋外既存配管、浄化槽等の障害物対策   |
|                                 | 講堂<br>[35点]   | 構造計画の適性     | 25  | ・現状の耐震性に対する分析、考察の適性<br>・総合的な免震構造化計画の適性<br>・抵抗要素(補強部材)の配置計画、性能の適性<br>・講堂入口付近の構造分離に伴う改修方針の適性  |
|                                 |               | デザイン性       | 5   | ・改修後の外観のデザイン性   |
|                                 |               | 利便性         | 5   | ・工事中、改修後の施設利便性、執務環境   |
|                                 | 議会棟<br>[35点]  | 構造計画の適性     | 25  | ・現状の耐震性に対する分析、考察の適性<br>・総合的な免震構造化計画の適性<br>・抵抗要素(補強部材)の配置計画、性能の適性<br>・抵抗要素の型式等耐震改修方針の適性  |
|                                 |               | デザイン性       | 5   | ・改修後の外観のデザイン性   |
|                                 |               | 利便性         | 5   | ・工事中、改修後の施設利便性、執務環境   |
|                                 | 議会棟別館         | 構造計画の適性     | 25  | ・現状の耐震性に対する分析、考察の適性<br>・総合的な免震構造化計画の適性  |

|                                |                        |       |    |  |
|--------------------------------|------------------------|-------|----|--|
|                                | [35点]                  |       |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗要素（補強部材）の配置計画、性能の適性</li> <li>・抵抗要素の型式等耐震改修方針の適性</li> </ul>   |
|                                |                        | デザイン性 | 5  | ・改修後の外観のデザイン性  |
|                                |                        | 利便性   | 5  | ・工事中、改修後の施設利便性、執務環境  |
|                                | 共通事項<br>[40点]          | 認定手続等 | 10 | ・指定性能評価機関への申請手続、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく申請手続に関する方針  |
|                                |                        | 外構計画  | 10 | ・工事で支障となる付属建築物（キャノピー、自転車置き場等）の仮設、及び復旧計画の適性   |
|                                |                        | 指定工事  | 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部建具改修に関する工法等提案の適性</li> <li>・外壁改修に関する工法等提案の適性</li> </ul>   |
|                                |                        | 提案工事  | 10 | ・耐震改修に併せて実施することが望ましいとして独自に提案された工事の実現性及び適性  |
| 技術提案に対する評価<br>（施工方針）<br>[250点] | 仮設計画・安全対策              |       | 40 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い、揚重機の設置、現場事務所の配置、工事車両の駐車等の計画の適性</li> <li>・公衆災害防止の方針（工事車両と歩行者、通行車両との分離、安全対策等）</li> <li>・工事で支障となる中庭など外構に関する仮設及び復旧方針の適性</li> </ul> |
|                                | 特殊仮設                   |       | 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山留め、作業構台等特殊仮設に対する安全性に対する検討、方針の適性</li> <li>・工事で支障となる地中障害物等工作物に関する認識と方針の適性</li> </ul>  |
|                                | 環境への配慮                 |       | 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物の発生抑制、分別、再資源化適正処理に関する方針の適性</li> <li>・現場発生土の発生抑制、有効利用、適正処理に関する方針の適性</li> </ul>   |
|                                | 地域への貢献度                |       | 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請業者等について県内企業が参加していること。</li> <li>・県産材、県産品の活用等地域性を考慮した計画</li> </ul>   |
|                                | 執務環境の保全<br>（棟別評価）      |       | 40 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・執務環境に対する仮設等の配慮</li> <li>・廊下、階段など職員の動線確保の方針の適性</li> <li>・工事中の振動・騒音・粉塵対策等の適性</li> </ul>  |
|                                | 施設利用者の利便性の確保<br>（棟別評価） |       | 40 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程毎、各建物について利用者（県民・出入り業者等）の利便性</li> <li>（職員、来庁者の出入り、来庁者への案内、各サービスヤード、車寄せ、循環バスの停留所等）</li> </ul>                                      |
|                                | 免震化の施工手順（本庁舎のみ）        |       | 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免震装置設置の施工手順、施工計画の適性</li> <li>・工事中の風、地震対策に対する施工方針の適性</li> </ul>   |
|                                | 工期                     |       | 15 | ・想定工期、工程計画の適性、工期短縮の方針  |
|                                | 電気設備工事の施工              |       | 25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免震化に伴う配管、配線類の仮設、改設等の施工方針の適性</li> <li>・地階電気室の改修工事の施工方針の適性</li> </ul>  |
|                                | 機械設備工事の施工              |       | 15 | ・免震化に伴う屋内外配管、ダクト類の仮設、改設等の施工方針の適性   |
|                                | 免震装置の維持管理              |       | 5  | ・免震装置等の維持管理の方針に関する提案の適性  |

